主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人西本剛、同大蔵永康の上告理由第一点について

上告人A 1 が本件各土地の自主占有を開始した時期は、同上告人が国から本件各土地の売渡を受けその売渡通知書が交付された昭和二六年七月一日であるとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点について

他人の物の売買における買主は、その所有権を移転すべき売主の債務の履行不能による損害賠償債権をもつて、所有者の目的物返還請求に対し、留置権を主張することは許されないものと解するのが相当である。蓋し、他人の物の売主は、その所有権移転債務が履行不能となつても、目的物の返還を買主に請求しうる関係になく、したがつて、買主が目的物の返還を拒絶することによつて損害賠償債務の履行を間接に強制するという関係は生じないため、右損害賠償債権について目的物の留置権を成立させるために必要な物と債権との牽連関係が当事者間に存在するとはいえないからである。原審の判断は、その結論において正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第三点について

国が自作農創設特別措置法に基づき、農地として買収したうえ売り渡した土地を、 被売渡人から買い受けその引渡を受けた者が、土地の被買収者から右買収・売渡処 分の無効を主張され所有権に基づく土地返還訴訟を提起されたのち、右土地につき 有益費を支出したとしても、その後右買収・売渡処分が買収計画取消判決の確定に より当初に遡つて無効とされ、かつ、買主が有益費を支出した当時右買収・売渡処分の無効に帰するかもしれないことを疑わなかつたことに過失がある場合には、買主は、民法二九五条二項の類推適用により、右有益費償還請求権に基づき土地の留置権を主張することはできないと解するのが相当である。

原審の適法に確定したところによれば、(一)本件土地は、被上告人の所有地であ つたが、昭和二三年四月二八日、大阪市 a 区農地委員会は、右土地が自作農創設特 別措置法三条一項一号に該当する農地であるとして買収時期を同年七月二日とする 買収計画を樹立し、公告、縦覧の手続を経たうえ、国がこれを被上告人から買収し、 同農地委員会の樹立した売渡計画に従つて、昭和二六年七月一日上告人A1に対し、 本件土地を売り渡したこと、(二)右買収計画は、本件土地が自作農創設特別措置法 五条五号に該当する買収除外地であるにもかかわらず、これを看過した点において 違法なものであつたので、被上告人は、昭和二三年七月右買収計画取消訴訟を提起 し、被上告人の請求は、一審で棄却されたが、二審で認容され、その買収計画取消 判決は、昭和四〇年一一月五日上告棄却判決により確定したこと、(三)上告人A2 は、昭和三四年――月一九日上告人 A 1 から本件土地を買い受けてその引渡をも受 けたが、昭和三五年一〇月被上告人から買収及び売渡は無効であるとして所有権に 基づく本件土地明渡請求訴訟を提起され、その訴状は同月二五日上告人A2に送達 されたこと、(四)上告人A2は、右明渡訴訟提起後の昭和三六、七年ころ、本件土 地の地盛工事に一七万円、下水工事に七万円、水道引込工事に六万円の有益費を支 出したこと、がそれぞれ認められるというのである。

土地占有者が所有者から所有権に基づく土地返還請求訴訟を提起され、結局その 占有権原を立証できなかつたときは、特段の事情のない限り、土地占有が権原に基 づかないこと又は権原に基づかないものに帰することを疑わなかつたことについて は過失があると推認するのが相当であるところ、原審の確定した事実関係のもとに

おいて、右特段の事情があるとは未だ認められない。したがつて、右事実関係のもとにおいて、上告人A2が、所論の有益費を支出した当時、本件土地の占有が権原に基づかないものに帰することを疑わなかつたことについては、同上告人に過失があるとした原審の認定判断は、正当として是認することができる。そうすると、右のような状況のもとで上告人A2が本件土地につき支出した所論の有益費償還請求権に基づき、本件土地について留置権を主張することが許されないことは、前判示に照らし、明らかであり、これと結論を同じくする原審の判断は正当である。その過程に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_